

岡山市デスティネーションキャンペーン用パンフレット制作業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和4年3月18日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市デスティネーションキャンペーン用パンフレット制作業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託業者を特定する。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市デスティネーションキャンペーン用パンフレット制作業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和4年6月30日（木）まで
- (4) 概算予算額 1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証金 契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）が必要
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、
③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定するまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登録され、「役務」部門の業種「製作等」業種細区分「デザイン」に登録されていること。
- (3) 企画競争参加申請書の提出日から契約までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項及び第2項に定める市内業者及び市内扱い業者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和4年4月15日（金）

仕様書（案）等に関する質問受付	令和4年4月5日（火）正午まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和4年4月8日（金）午後1時（予定）
企画提案書等の提出	令和4年4月11日（月）～ 令和4年4月15日（金）午後5時必着
審査結果の通知	後日、通知します。

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からのダウンロードによる。

■ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/0000035820.html>）

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

（1）受付方法

「岡山市デスティネーションキャンペーン用パンフレット制作業務委託企画競争」に係る質問書（様式3号）に質問事項を記載し、電子メールにより岡山市産業観光局観光部観光振興課（以下、「観光振興課」という。）へ送信すること。それ以外の方法では受け付けない。なお、送信後、電話（観光振興課 直通 086-803-1332）により、着信の確認を行うこと。

■電子メール：kankou@city.okayama.lg.jp

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載する。

7 企画提案書等の提出

（1）提出方法

観光振興課宛に、「岡山市デスティネーションキャンペーン用パンフレット制作業務委託企画提案書等在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送又は持参すること。

（2）提出書類

①企画競争参加申請書（様式1号）

②企画提案書（様式は自由）

用紙は原則としてA4版仕様とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし、表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。企画提案書は表紙を除き、資料を含めて30ページ以内とし、ページ番号をつけること。

仕様書（案）記載の各業務内容について、以下に掲げる項目を文章又は図表等で説明すること。

（ア）本事業の取組方針について

（イ）同等の業務の実績について

平成28年度以降に受託した同等の業務（発注者が行政機関に限らない）について、記載すること。

（ウ）業務の内容

岡山市デスティネーションキャンペーン用パンフレットの制作

- ・ パンフレットのコンセプト及びその理由について提案してください。
- ・ パンフレットのタイトル及びその理由について提案してください。
- ・ パンフレットの規格，デザイン案（表紙1ページ，内容2ページ分以上）を提案してください。提案にあたっては，仕様書別紙「掲載コンテンツ 概要（一部）」を活用してください。
- ・ ユニバーサルデザインへの配慮についての考え方，内容を提案してください。
- ・ 制作にあたって，より魅力的なパンフレットとなるための工夫について提案してください。

(エ) 業務の実施体制及びスケジュールについて

どのような体制及び人員で実施するのか体制図及び業務スケジュールを作成すること。
また，本業務の業務責任者及び業務従事者について氏名，所属，役職，職務経歴等を具体的に記載すること。

③経費の見積書（様式は自由）

全ての業務にかかる経費について，詳細な項目，内訳，金額等を全て見積もること。

(3) 提出部数 各9部

- ・ 社名，代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）
- ・ 社名，代表者印のないもの8部（副本）

※企画競争参加申請書（様式1号）は正本1部のみで可。

※副本の中で社名，代表者印の表示があると審査に支障を来たすため，必ず削除してください。

(4) 注意事項

- ①連絡先（電話番号，電子メールアドレス等）を記入すること。
- ②提出する提案書は，提案者ごとに1案とする。
- ③仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ，提出すること。
- ④提出期限までに提出されなかった提案書等は，いかなる理由でも特定されない。
- ⑤提案書等の提出後においては，提出期限に関わらず，差し替え，再提出は認めない。
- ⑥企画競争参加申請書の提出後の辞退については，参加辞退届（様式2号）を令和4年4月15日（金）午後5時までに観光振興課へ持参により提出すること。提出期日以降の参加辞退届は受け付けない。

8 特定方法等

(1) 審査体制

提案のあった企画提案書等については，岡山市デスティネーションキャンペーン用パンフレット制作業務委託企画競争委員会（以下，「委員会」という。）で審査を行い，最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

- ①委員会は，提出書類により，審査を行う。
- ②委員会は，評価基準をもとに100満点で審査し，得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。
- ③委員の審査点数の平均点が60点を下回る提案については，最適な提案者として特定しない。
- ④委員の合計審査点数の最高点が同点であった場合，業務の内容の審査点が上位の者を最適な提案者として特定する。

(3) 評価基準

別紙1「岡山市デスティネーションキャンペーン用パンフレット制作業務委託企画提案書等評価基準」のとおり

(4) 提案者の失格

契約の締結までに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑥その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(5) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書等を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書等を特定しなかったことを書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調製の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、事業受託者の審査以外には使用しない。
- (3) 提案書等は、原則として返却しない。返却が必要な場合は、提案時にその旨を知らせること。
- (4) 提案書等に虚偽の記載を行った場合、当該提案書等を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書等は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書等特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及びその単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

11 提出先・お問い合わせ先

岡山市産業観光局観光部観光振興課

担当：風早・長尾

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1332 FAX：(086)803-1871

電子メール：kankou@city.okayama.lg.jp

12 受付等を行う日及び時間

受付日 土曜日、日曜日及び祝日を除いた日

受付時間 8時30分から17時15分の間